

長 建 産 発 第 8 9 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

自然災害に係る印紙税の非課税措置について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の税制改正におきまして、租税特別措置法の一部が改正され、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、適用となる該当区域が追加されたとの情報提供がありました。

つきましては、標記について、別添のとおり全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。